

平成22年3月16日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄			18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

17番 大西章一

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育委員長	生駒進	教育長	松並勝
教育次長	坂本勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議 事 日 程 第 3 号

平成22年3月16日 9時00分 開議

日程第1 陳情第38号、41号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成22年3月16日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから日程に従って議案審議を行いますので、よろしくお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

大西章一君から欠席の届け出が、竹下英佐雄君から遅刻の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

海洋農林課長から発言を求められております。

これを許します。

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

10日の質疑のときにですね、森議員から質問がありました漁業集落排水事業と農業集落排水事業の起債の償還の最終年度を教えてくださいということでしたので、ご報告します。

鈴の漁集でございますが、これが平成40年度で終わります。

それから農集の方で、蜷川の方が平成43年度で償還終了です。

と、出口の方が平成44年度です。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで海洋農林課長の発言を終ります。

日程第1、陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情について、陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所、出張所の存続を求める陳情書についてを一括議題とします。

なお、総務委員会に付託をしております陳情第42号、公契約、入札制度の改善を求める陳情、陳情第43号、家族従業者の人権保障のため、所得税法56条の廃止を求める意見書採択を求める陳情書。および産業建設常任委員会へ付託をしております陳情第39号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書、陳情第40号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援の拡充、強化を求める意見書提出を求める陳情書、請願第44号、インドネシア漁業実習生に関する請願書については継続審査となりましたので、この際、報告しておきます。

初めに陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についての委員長報告を行います。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

総務委員会に付託されました陳情第 38 号の審査報告をさせていただきます。

陳情は、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情でございます。

この陳情につきまして、総務委員会の方では以下の理由により検討させていただきました。

この陳情内容は、皆さんもご承知のとおり郵政が民営化になり、さまざまな地域の中で問題が生じています。これに伴いまして、郵政民営化の見直しが次の通常国会に郵政の改革基本法が提出されようとしているという現状でございます。

この中に郵政、郵便や貯金、保険のサービスを過疎地や離島でもあまねく保証されなければならないということで、抜本的な改革を求めてもらいたいということでございました。

この意見につきまして、総務の方でも話し合いを致しました。今の黒潮町の現状にもここに書かれているとおりの現状があり、地域の中で郵便局の利用が今まで以上に非常に不便な面が出てきている。特に離島や中心市街地から離れた所では、非常にそのサービスに不公平さが出てきているというような意見が出ておりました。

このご意見から勘案しまして、この陳情につきましてはお手元の次のページの意見書にあるような、金融サービスを全国で提供することの義務付けを法的に担保すること。郵便局網を通じて郵便貯金、保険のサービスを一体的に提供する体制を整備し、地域のワンストップ行政サービスの拠点として活用する。現在の分社化体制を見直し、株式形式または維持する。郵政民営化法の廃止を求め、所要の法律上の措置を講ずるとなっております。

この件につきまして、以下の 1 番から 4 番までの要望内容が載っておりますけれども、この要望のとおりの意見書を本会として提出をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

陳情第 38 号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に陳情第 41 号、地方切り捨てを許さず、事務所、出張所の存続を求める陳情書についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

産業建設常任委員会には今回、請願も含めて 4 つのものが要望されておりました。

その中で先ほど議長からも報告ありましたように、陳情の第 39 号は今回出ます陳情第 41 号とほとんど同様の内容でありましたので、まずその扱いについてどのようにするかということ審議致しました。

その結果、陳情第 41 号の方が我々の生活に密着している内容であるので、こちらの方を審査を主にしたということ、41 号についての審議を行いました。

その結果、陳情第 41 号の中にありますように、ここで特に中村河川国道交通事務所とか中村国道出張所

存続についての要望が出てくるわけなんです、我々の地域に密着した、やはりこういった組織が必要ではないかという意見があり、これについては我々の委員会として採択をしようということになりました。

なお、これにつきましても反対の意見もございましたが、それにつきましては後ほど意見があるかもしれません。

内容につきましては、皆さんお手元にありますように1番から3番を見ていただければお分かりかと思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める陳情書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終ります。

これで委員長報告および委員長に対する質疑を終ります。

これから討論を行います。

初めに陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についての討論はありませんか。

反対討論から。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これで陳情第38号の討論を終わります。

次に陳情第41号、地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める陳情書についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第41号の討論を終ります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに陳情第38号、郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 38 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に陳情第 41 号、地方切り捨てを許さず、事務所、出張所の存続を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 41 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

議長より発言のご指名がございましたので、届け出に基づきまして一般質問を行います。

まず第 1 点でございますが、第 1 点をご承知のとおり、期限切れを迎えておりました過疎法が今年から 6 年延長となっております。また、一部過疎法の、黒潮町が全域過疎法の指定を受けることとなったと、せんだって県会議員の質問に対しまして知事がこの件について答弁をしております。また、この過疎法の施行に対しまして、なるだけ指定された地域のですね、いわゆるこの対応が多くなされるよう国に強力にまた運動してまいりたいと、このように積極的な答弁を県議会のですね谷本氏ですかね、この人に対して答弁をされております。

ご承知のように、地域にとっては非常にこの起債の償還の優しい、いわゆる過疎法でございますが、この過疎法によりまして旧佐賀町は中山間地域の多い谷々におきまして、各地におきまして、この事業でインフラの整備がなされました。そして農林水産業が活性化して、今も活発に生産が行われております。

しかし昨年はずね、成又熊野浦線がこの改良が休止になりましたが、この休止に当たって執行部は、地元区長また住民とも話し合いをしてのことでございましょうか。過疎法によるいわゆるインフラ整備は、地域の産業維持の大事な事業でございます。その点、どのようにお考えですか。

また今回、黒潮町全域がこの過疎法の指定を受けたわけでございますが、大方町の中山間地や、または浦々の整備に非常に有効なこの過疎法と思うわけでございますが、どのように導入されるのか、また、これに対応していく考えはあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

これで第 1 回の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

おはようございます。

それでは、西村策雄議員のご質問にお答えを致します。

議員のご質問の中にもありましたけども、過疎地域の振興対策につきましては、今まで 4 次にわたる特別措置法により社会基盤整備が着実に図られるなど、一定の成果を挙げてきたものであります。しかしながら、黒潮町におきましても引き続き人口減少が続いており、若年層の流出、少子高齢化の急速な進展、地域産業の衰退によるさまざまな格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱（ぜいじゃく）であるなど、従前にも増して厳しい状況にあります。平成 22 年度より施行される新過疎法において指定の人口要件が満

たされたことにより、今まで一部過疎であった黒潮町も全町が過疎地域に指定されました。過疎の実態そのものは決して好ましいことではありませんが、このことにより過疎対策事業債の活用等による振興対策が図れるものと思っております。

なおご質問の、町道成又熊野浦線の休止の件につきましては、財政支出の年度間の均衡を図ることや事業の緊急性等を考慮し、結果として1年休むことにはなりましたが、継続事業でございますので、来年度の予算には一定の費用を計上し、進ちよくを図ることとしておりますのでご理解をお願い致します。

また、過疎債の活用等につきましては、有利な起債だから使わなければもったいないという考えは持っていません。あくまでも必要な事業を実施する場合に、できるだけ有利な起債を活用するというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

町長の答弁ではですね、財政のいわゆるその起債がこう、比率が上がるために、まあ休んだと。これは運用上ですね、執行部のいわゆる執る政治姿勢でございますので、これ、なかなか我々も止めることはできません。

しかし、この地域のですね、風土、また産業を見たときに、あの黒潮スカイライン、通称、中土佐佐賀線はですね、あの鈴の上で止まっておりますが、財政上、これ以上の進展はないと思っておりますし、また、浦々はですね、国道や、また高速道路からの直接のカム方式で短距離でもつくつと、そういう、いわゆる道路行政に近年なっております。

そのことを考えますと、いわゆるさまざまな見直しは必要でございますが、この地域のあの海岸線はですね非常に風化が激しい。ご承知のように、南東、南を向いておりますので、風雨をまともに受けます。それと施工以来ですね約35年たっております。また場所によっては50年を迎えておりますが、いわゆる土木工学でね、この断層、切り取った山のいわゆる維持、強度を計算した方式がございまして、断面で山を切った場合ですね、表流水が下がりまして、5メートルから6メートルの層のいわゆる表層ではございますが、地下の表流水に表面の水が合流すると。そのために地盤そのものが風化をし、また軟弱になって山の崩落が起きる。そのとおりあの海岸線は、たびたびこんにちまで崩落を続けて通行止めが起きておりました。

またですね、鈴にしてもご承知のとおり大敷がございまして、いよいよその時期を迎えたわけでございますが、イワシを最近はですね、島根県の境港で水揚げが減ったということで、東京に14トンの冷凍車で直送しております。課長に聞いたところ、あの道がもし通れない場合、現在の荷稻鈴線をあの14トンの保冷車が通るかえと聞くと、とてもじゃない、通れるもんじゃない。いわゆる海岸線1本の道に、産業のいわゆる主体がかかっている道でございます。

そういう、いわゆる崩落がいつあるや分からん。そのために、住民の生活と産業を守るためにですね、この線は認可を福島町長のときに取りました。非常に問題が地域もございまして、あの線を今の線形しかないということで決定したようでございます。そのことを考えるとですね、やはりこの線は非常に重要な地域のいわゆる産業を守る線であると。今まで、いろいろ非難を受けてまいりました。あの熊野浦に何でもこれほど道が要りゃあやと非難を受けました。しかしご承知のとおり、あの熊野浦はですね温州ミカンの

いわゆる産地でございまして、高知県の中では山北に次いで町長の言われる特産品を産出しております。中でもですね、高知の市場からとにかく早う出してくれということで、あのヤマト運輸が運送に毎日来ております。125 という市場の番号があるがですが、このおかげで、ほかの熊野浦地区のミカンの価格も上昇して販売されております。

この間の委員会でも申しましたが、特産品いうものは自分らで決めるもんじゃないんですよ。市場が決めるもんなんです。佐賀には3つあります。水産、名前を申し上げますと非常に失礼かと思いますが、明神水産のたたきと、たれとか、カツオ。そして、この125 なんです。それを考えると生ものでございまして、山がくえて今日は持っていけないというようなことになると、取り上げた品物も安うに売れない。現在でも相当水揚げが揚がっております。そのことを考えると無駄なインフラじゃないんですよ、あこは。地域の人は誇りを持ってミカンを作り、イワシを揚げております。

境港には再々行きました。資料を見てみますと、今まで6回ぐらい行っております、佐賀の議会は。あのバカンイワシが初めのうちは取れよった。それが2、3年うちに取れなくなった。今、アジいますかね、手ぎれのアジなんです。それと、ズバスいますかね、それが水揚げになっております。そのために都市で、特に東京でマイワシが高騰した。そこに直接送りよる。灘も送っております。これは黒潮町の大事な産業でございますので、やはりこの線の充実は必要じゃないかと。このようにインフラの整備は必要と考えております。

また佐賀のですね、中山間地域および浦々ではですね、この事業によって、やりたいきやったがじゃないんですよ。この事業によってシメジをやり、またニラを生産して、それをものすごい生産額も上がっておる、生産高も上がっております。そのことを考えると、やりとうてやるとかどうのこうの、そんな問題じゃないんです。地域の活性化のためにやりよる。若者もそれへ取り組んでやっております。そのことを考えるとね、非常に重要な産業ですが。

ご承知のとおり、大方地区のことを言いますと非常に失礼かと思いますが、中山地域がほんとに整備をされておりますか。浦々はどうでしょう。いわゆる大方を代表する田野浦のあの水産加工。これ有名なんですよ、これ特産品なんです。この製造しておりますあの地域もですね、恐らく漁業集落の指定を受けておると思うがですが、漁業集落改善事業とこの過疎法を適用したら、満額、ほとんど事業予算が来る。非常に要望も多いようでございまして、そういう浦々を含めて私は、この町の発展のため、産業の発展のためにやるべきです。町長、行ってみてください。今、ちょうど選挙前でございまして町長も休みには運動がてら、あのニラをやったりしよう所、行ってみてください。高齢者の女性がね、7人も8人も働きようが。その手先を使いようから健康になるんです。ぜひそういう実態を見て、効果の挙がる、今これ、死に物狂いでやっておるんでしょ、町長も。そのことを考えると、まさに渡りに船なんです。有効に活用して中山間地域、いわゆる有井川から米原、蝸川から伴太郎の方。そして本谷いますかね、加持の奥。それから馬荷の方。町の、いわゆる管理道については全面的にこれを導入する。そういうね、情熱を持ってもらいたい。

梶原へ行ってみなさい。政権が代わって、もう隧道（ずいどう）をやめた。ほんとにやめたか思うて行たらよ、茶屋谷から向こう行たら、もうトンネル抜けて来月から舗装にかかるがじゃ言う。ぜひ、中見てくれ言うけど、とてもやない。美川村の方から西風が吹いて寒うておれん。なんちゃ見てもらわんだち、わしはあんな工事へ何年も行ちよったきよ、分かっちゃう。やりよう所はやりようですよ、町長。ぜひやってください、町民のために。

黒潮町のいわゆる産業活性化のために重要な予算としますので、交付金としますので、ぜひ前向きにですね、これへ取り組んでもらいたいがですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員の再質問にお答えを致します。

我々、いろいろな事業に取り組んでおるところですけども、この道路の改良等につきましては、非常に、議員おっしゃられるように地域の産業の結び付きであったり、また命にかかわる問題であったりするわけですので、できる限りですね道路整備の水準を上げていきたいというふうに考え、今もあちこちで取り組んでいるところです。

特にご指摘の漁業集落あたりの、まあ生活道といいますか、そういったものにつきましても、できるるところからですね、以前に比べるとかなりなピッチで改良をしておるところです。

また今後もですね、そういったことで、この過疎債等を活用して積極的にそういった行政を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

町長の答弁のように、ぜひともですね前向きに、このいわゆる交付税を利用して地域の活性化、または産業の活性化、そして住民のですね、おっしゃるとおり命の道でございますので、ぜひ事業を導入して、そこでいわゆる毎日2トン車から4トン車でね、生産された箱物を積んで農協の出荷場へ出してもらいたい。佐賀は毎日行きよう。非常に大事なことでございますので取り組んでいただきたいと思います。

では、2点目の質問に入ります。

2点目は、生産性と行政コストはということで質問を致しますが、この中で行政コストにつきましては、いわゆる幡多郡下でどの位置でございましょうかということだけで、詳細な説明はですね、非常にこれを分析して答弁いただくと時間がかかりますので、この行政コストはですね、いわゆる、いつも同じこと言うがですが、議員になってね、ほかに楽しみがない。たった1つね、行政報告と決算書をね20何年前からね、議員になったときからずうっと続けてきてね、こう思うた。ずうっと、こう山にしてつづつちょう。それでね、5年、5年に自分が好きなもんやから、初めはねワープロを買ってね、打ち込んでやりよった。何ともならんきね、パソコン習うた。ところが、じき忘れた。次やろう思うたけど、どうしてもできん。そういうことを繰り返してきよったがですが。それでね、大体分かっておりますので、この表もできておりますので、これについては幡多郡内でどの位置なのかなあと、それで結構でございます。

2番目の本題に入ります。県はいわゆる昨年の4月1日から現在の、県内の市町村のですねラスパイレス指数を発表しておりますが、その中にね、8市町村のいわゆる職員の給料がね、職務と責任に応じるとした規定に、この法にね抵触する、いわゆる恐れがあるとして公表しておるわけでございますが、その中にね、この県内のその8市町村の中に、7番目か8番目にね黒潮町が載つちょうがですが、これが2月の新聞にね、詳細に2回出た。ほんでこの切り取りを見てね、まず執行部に電話するよりも県へ電話して聞いた。どんなことをして、黒潮町の名誉にかかわることもあるがじゃが、何でそのいうて抗議をした。ほ

やけど、わしらも数字どおりやき。それ以上言うこともございませんので、ああそうかと。

いわゆる、この中に入っておりますが、その要因というのが何でしょうか。いわゆるこの町の、その例規集にね、給与にかんすることが載っちゃうがよね。これを、新聞に出てから毎晩寝るまで見よった。しかしこれはね、執行部と職員との間のことであってね、我々はあんまりこれ入ったことはない。この書いちゃうとおりにね、この数字。給与にかんする条例の第30条からね、ずうっとこれ見ていきよったらね、たった1つね、これはどうしたことじゃろかという所があるわけよ。これは千何百ページか思うたら、1万3,519ページかよ。この30条の所の最後の方ですが、佐賀のことが書いちゃうがよね。佐賀の職員の給与に関する条例の一部改正する条例、平成14年佐賀町条例第5号。附則第2項から、いわゆる4項までの規定は適用しないいうて書いちゃうが、これどういうことでしょうか。

いわゆるね、職員の給与は条例に定めておりますので、その条例に基づいて給与をいわゆる決定していると思うのですが、この条例を順守しておるがですか、職員との間で。また、この条例にね、そのものが、国のいわゆるこの規定にね、違反する恐れがあると書いちゃうがよね、これ、この新聞に。そうですか。我々にも分かん。

ほんでね、こういうことが事実出ますと、職員の名誉にもかかわる。一生懸命働きようから。賃、下げる必要はない。国からも県からもね下げえて言うてこんに、黒潮町だけいうても。ほんじゃけど、見直しはするいうて町長も話をして1回下げましたわね、下げた。その適正な、いわゆる給与の水準に下げろいうのがほんとやないでしょうか。思い付きは絶対いかんと思いますが。それを考えよったらね、どうしてもね、生産性の問題にこう突き当たってくる、生産性の問題に。このことが新聞に載っちゃうきね、また聞いた。わしくより自分くでおまんやりや言うきよ、ほんで聞きますが。

いわゆる窓口の税金の徴収から、ごみ収集までのいわゆる生産性、高いか低い。まさか、これが8つの市町村の中へ入っちゃうとは思わんですが、まあ東と、この西の市町村の名前も載っちゃう。まあ、人のくのあれは言われんけん言いませんが。これも、どの位置にあるがですか。この窓口のいわゆる町民税、固定資産税、法人税、軽四の税金を含めて徴収をしようわけですが、それを含めてね、全部いうたらなかなか難しいが、時間もかかってなかなか全部、はいはいいうて言えんと思うんですが、できるところまで、いわゆる生産性はどの水準なのか、高知県内で。これも8つの市町村の中へ入るがですか。いわゆる人口1人当たりに対しての、この人件費よね、含めて。窓口徴収からいろいろ1人当たりについての人件費が、いわゆる標準的な数値内にあるのかどうか、それ聞きたい。

これに基づいて言いようがです。新聞に載っちゃうことと、法律に基づいちゃうことと、行政コストの計算書。これはね、資料をわしがこさえた。わしがこさえたがぜ、これ。さっき言うたように、5年、5年のが持ってきて、先輩に。わしもまとめちよったけどよ、まとめた本人が分かんなる。事実、これは非常に専門的なことで難しい。その数字が出たけど、その数字のいわゆる解釈ができん、自分が出しちよいて。ほんで困った。ほんである先生に、これどうぜいうて出したら、ええもん持っちゃうの。うなった大方の議員にも見せた。合併して間もなくのうなった。一緒に仕事しよった。コンサルやりよったき。おまんくはここはどうしようぜいうて。おまん、そんなことしようか言うけん、そらええことしようのう。しかし、これやらなあ何ちゃ質問できんぜいうて話をしたことです、その点。

全部にはよびませんが、大事なとこだけ。この新聞に指摘された所と生産性の問題、ここを聞きたい。お願いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

西村議員の2番目、生産性と行政コストにつきましてお答えをさせていただきます。

質問が少し多岐にわたっておりまして、若干難しい問題もございまして、まとめにくいというふうに若干思っておりますけれども、精いっぱいのお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、質問要旨にありますラスパイの関係でございまして、このラスパイにつきましてはご存じとは存じますが、ラスパイ指数は国の給料月額を100として市町村の給料月額の水準を比較しているものでございます。本町の給料水準を国家公務員と比較すれば、3から4パーセント低い数値で推移してるといってございます。

平成21年度を見てみますと、県下では本町が97.1パーセントということで、県下で8番目ということになっておりまして、まあ高い水準になるというふうになっておりますが、全国平均を見てみますと98.5と、また高知県の指数は97.3ということでございまして、これらと比較するとまあ低い水準にあると言えます。また幡多地区のですね市町村につきましても、四万十市、宿毛市が本町より高く、また土佐清水がほぼ同額といったところで、三原、大月町は若干低いという水準にあります。

この新聞等も取り上げていただきましたけれども、今の黒潮町の給与体系というのはですね、給与の運用というのは条例に準じた運用をしておりますので、まあ適性であるというふうには判断をしておりますのでございます。

次に、生産性とコストの問題でございまして、この問題は非常にまあ難しい問題でございまして、特にもう、この生産性とコストにつきましては、これまで行政はあまり取り組んでこなかったという分野であったと思っておりますが、最近では出口の見えない景気低迷により税収の増収は見込めず、少子化、高齢化の進展や、住民ニーズの多様化に伴い行政需要はますます増大していく中で、自治体の効率化、活性化、および持続性が求められるようになってきました。このため国では財政の健全化、透明性を図るため、財政健全化法の制定や新たな地方公会計制度を設けるなど、行政コスト等の分析を求めようになってきました。

このようなことから自治体でも、活動基準原価計算、いわゆるABC分析を導入し、業務ごとのコストを計算し、どれだけのコストが掛かり、結果的にどれだけのコストが削減可能なのか。また、効果的、効率的に事務執行ができるのかといったことに取り組み始めた所もございまして、本町もこれらの一環として今年度から行政評価は、いわゆる事務事業評価を始めたところでございます。コスト分析により可能な限り数値化した指標は、質の高い行政評価、またコストマネジメントを可能にするとも言われております。

そういう意味から、本町でもコスト分析等はまあ大事なというふうに思っておりますけれども、現時点では本格的に取り組むまでには至っておりません。このコスト問題につきましては、今後の大きな課題であるというふうに思っております。

以上でございます。

（西村策雄議員より「課長、19,067ページの施行期日のことはやね、先ほど佐賀の、いわゆる」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 9時 43分

再開 9時 45分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

どうも失礼しました。答弁が抜かったようでございますので。

先ほどありました、一般職員の給与に関する条例のですね附則の12、佐賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、附則第2項から第4項までの規定は適用しないということでございますけれども、この件につきましては、18年の3月20日から合併しましたので、その部分で統合を整理した関係で、この部分は適用しないということになりましたのでよろしく願います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

これね、よろしくない。そんが、よろしくないぜ。

いわゆるその財政マネジメント。まあ英語をわしはあんま知らんがやけん、これ書いちょうき使わないかんがやけん。マネジメントいうたら、銭と、いわゆる実務と責任よね。これマネジメント、そういうて書いちょう。それ考えるとね、やはり植田課長の言うとおりの、なかなかこれを全部、僕が言うたがをね、数値を全部個人当たりのがまでやるいうたらね、出せいうたらあるぜ、わし、こさえちょうけん。やけんどね、コストの面に含めて、これを今後、今、やっちょらんけんど取り組むいうが、ぜひ取り組んでもらいたいということと。

この合併をしてから佐賀がどうも不利益で、佐賀を切り捨てるようなことをしようやないか言うたら、得てして大方の人はね、合併したがりやき言わあね。合併してもね取り決めはせないかん、守ってもらわないかんがや。この空白、どればありましたか。職員の給料のね、おんなじようになる空白。そこよ、大事ながは。やっぱりね、準則にねこういうことはね整理して、支障のないように公平にね、喜んで、合併して良かったのう、給料もかちつとしてくれた、これは当たり前の話。労働してもね、対価を払わんいうところは、どこやらの国みたいなもの。日本にはない。そのこと考えるとね、間髪を置かずこれやらないかん。

それと、この適性やいうことはね、これまあ町道をうまいことやっちょうのう思うて見たがですが、町の広報にね、これ書いちょうがやのう、8ページと9ページ。これを持ってきた。これを出すがりやき、わしは全部でこさえて答弁してもらえるかと思うちよった。しかし、自分もこの書類を見たらね、もう1つあるがりや厚いがが。寝込みよった。何でそんなに、それ向いて入れ込むがぜいうて、うちくにおる人がやかましい。よっぴどほかのことしてまわっていう。やりようこと間違うちょうがやないか、おまんのパソコンはいうて、えらい後から偉そうに来てせついてまわるき途中で困って、役場の職員に習うて始めたがりやき僕は、正式には。

そういうこと考えるとね、やはりね、この職員の顔が立つように、また執行部のね責任をどうのこの言われんようにするにはね、なんぜよ、おまんら執行部とよ、町長、副町長と職員の間のことながやきのう、これは。ほんで、これでええかよ言いよう、わしが言いようがりやき。

ほんでもう今説明されたことで、ほとんどね言われるとおりの分かった。分かったけん、いわゆる中で